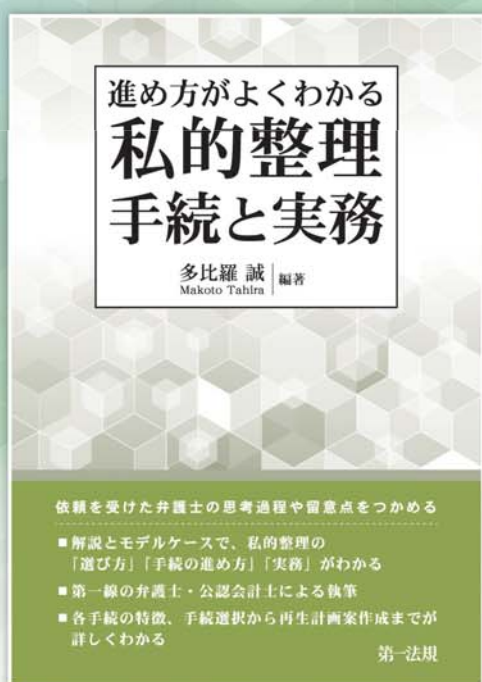


解説とモデルケースで、進め方を把握できる！
実際の業務場面にあてはめやすい1冊！

進め方がよくわかる 私的整理 手続と実務

多比羅 誠 編著

A5判・384頁 定価：本体3,900円+税



本書の特長

- 第一線の弁護士・公認会計士による執筆！
- 解説とモデルケースで、私的整理の「選び方」「手続の進め方」「実務」がわかる！
- 各手続の特徴、手続選択から再生計画案作成までが詳しくわかる！
- 経営者保証ガイドラインの利用や、私的整理から法的整理の移行についても解説！
- これ1冊で私的整理に取り組める、私的整理の指針となる書籍！

目次〔抜粋〕

第1章 私的整理とは	1 私的整理とは	2 私的整理と弁護士業務	3 私的整理手続が確定するまでのプロセス
第2章 私的整理の各手続	1 中小企業再生支援協議会	2 事業再生ADR	3 私的整理ガイドライン
	4 地域経済活性化支援機構	5 特定調停	6 経営者保証ガイドラインの利用
第3章 再生計画案の作成			
第4章 私的整理から法的整理への移行			



東弁協叢書

法人破産申立入門

も好評発売中!!

三森 仁【監修】 林 信行・鈴木恵美・炭本正二【著】



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

依頼を受けた弁護士の 思考過程や留意点をつかめる

2 事業再生ADR

【1】解説

1 事業再生ADR

事業再生ADRは、ADR法に定められ、
に基づく認証と産業競争力強化法に基づく
(ADR法2条4項、産業競争力強化法
1条)に基づいて行うものである。

事業価値の著しい毀損によって再建
再生法等の法的手続によらずに、債権
者(金融債権)を猶予・減免などの裁
量による産業競争力強化法並びにそれらの関係法令に準
拠して行われる。その後、平成26年に産業競争力
強化法並びにそれらの関係法令に準
拠して行われる。その後、平成26年に産業競争力
強化法並びにそれらの関係法令に準
拠して行われる。

現在、特定認証紛争解決事業者と
実務家協会(以下「JATP」とい
ふ場合、一般には、JATPによ
る事業再生ADRを主宰するJATP
者への出資、融資、債権買取り
等)が事業再生ADRに用
意する対象会社の申請代理人
として事業再生ADRの手続実施者

1 事業再生ADRの利用状況、支援内容等(「事業再生ADRのすべ」商事法務(2015年)374頁以下参照)

れる。

2 事業再生ADRの特徴

(1) 事業価値の毀損の回避

事業再生ADRは、準則型私的整理手続の1つであり、私的整理であることか
ら、商取引債権者を巻き込むことなく、事業を継続しながら、金融債権者等との
間で債権債務関係の調整を非公開の手続で進めるため、「倒産」の風評被害を避
けて、事業価値の毀損を回避できる。その結果、より多くの債権回収が見込める
こととなる。

(2) 中立性・公正性・透明性

事業再生ADRは、準則型私的整理手続
者であるJATPが手続
者として法令により定めら
れて指摘される手続の不公
平等原則に沿わない重い金融
ADRでは、第三者である特定
手続の詳細も法令により定めら
れる。

(3) 税制上の優遇措置

事業再生ADRは、準則型私的整理手続
者であるJATPが手続
者として法令により定めら
れて指摘される手続の不公
平等原則に沿わない重い金融
ADRでは、第三者である特定
手続の詳細も法令により定めら
れる。

(4) 債務者区分の上方遷移

事業再生ADRにより成立した事業

解説とモデルケースで、
私的整理手続の選び方・
進め方がわかる!

【2】モデルケース¹

1 受任までの経緯

対象会社は、業績悪化に伴い多額の粉飾決算を行っていたこと
から、取引金融機関からの新規融資を受けることができなくな
り、早晩資金ショートをすることが懸念された。そこで、メイン
バンクであるA銀行と協議し、純粋私的整理手続により、再建を図ることを企図したが
、債権放棄を受けなければならない金額も多額になること
から、対象金融機関からは、純粋私的整理による再建につい
ては、第三者である特定
手続の詳細も法令により定めら
れる。

そこで、対象会社は、メインバンクから紹介を受けた
金融機関からの賛同を受けることのできる再建手法の選
択を依頼した。

2 案件の概要

(1) 債務者会社概要

・業種	食品製造販売業
・資本金	2,000万円
・従業員数	正社員100名、パート200名
・工場・事業所	生産工場2か所、小売店舗10か所
・売上高	約20億円
・資産(簿価)	約50億円
・負債(簿価)	約40億円

(2) 事業再生ADR手続申請に至る経緯

対象会社は、経済環境の変動に伴う消費の低迷に加えて、少子高齢化による
内需要の減少による競争の激化から、海外を含む新規事業、新規工場等への投
資を積極的に行っていたが、事前の検討・計画が不十分であったため、想定したよう
な利益を計上することができず、逆に、固定費・金利負担だけが大幅に増大し、
金繰りがひつ迫するような状態となっていた。このような財務内容の悪化に
い、対象会社は、金融機関からの融資を受けるために、粉飾決算を行うよう
なっていた。

そうしていたところ、メインバンクから社内での管理会計の状況に
関する指摘を受けたことを端緒として、監査法人に依頼をして財務DDを
行い、売上高の水増し等の過大な取益の計上、不良在庫、架空在庫の計上
など、名目での費用の資産計上等の仮装経理による粉飾決算がなされていた
ことが判明した。財務諸表の修正をしたところ、大幅な実態債務超過、経営損失の
発生を全面的にとることを前提として、事業の再建を図ることとし、取引金融
機関と協議し、純粋私的整理手続に基づく一時停止を要請するとともに、第1回
債権者会議を開催し、事業再生への協力を求めた。

このようにして、対象会社は、純粋私的整理手続を開始したが、粉飾決算が多
額に及んでおり、また、金融機関に要請する債権放棄見込額も多額に及ぶことが
想定されたことから、対象金融債権者の賛同を得ることができず、より厳格な制
度化された私的整理手続である事業再生ADR手続を申請し、金融債務の調整を
行うこととしたものである。

3 手続選択のポイント

対象債務者は、資金繰りに窮していたものの、メインバンクを中心とする取引
金融機関から一定程度の協力は得られる見込みがあり、商取引債権を支払うだけ
の資金調達は可能な状況であった。そこで、商取引債権の支払を停止することに
伴う事業価値の毀損を避けるべく、民事再生法等の法的整理ではなく、私的整理
手続による再建を検討された。もっとも、対象債務者において多額の粉飾決算のな
された点から、対象債権者からの信頼が大幅に毀損されている状態であった。
この点から、私的整理手続を行うとしても、より厳格な手続である制度化された私
的整理手続を選択する必要がある。そこで、第三者である事業再生実務家協会
(以下「JATP」という)が主催し、弁護士、公認会計士等の専門家により構
成される手続実施者による精緻な調査・報告を受けることが期待できる事業再生
ADR手続を選択した。

各手続の特徴を示し、手続
選択の判断基準、進行のポ
イントに重点を置いた解説

各段階での弁護士の考えや
実務が理解できる実践的
な内容

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規 弁護士私的整理

検索

CLICK!